

**鳥取県告示第 321 号**

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、貸付金の元利償還金の徴収及び  
収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 20 年 4 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

山陰債権回収株式会社

2 委託した貸付金の元利償還金

鳥取県林業改善資金貸付金（平成元年度貸付決定番号 1 - 1 - 3 - 6 号に係るものに限る。）

3 委託年月日

平成 20 年 4 月 10 日